

令和8年5月21日

質問回答書

質疑がございましたので、以下のとおり回答します。

質問事項・頁	茨城町水道料金等徴収業務処理要領 P16 14 その他
質 問	水道課により文書の配布依頼があったときは、これを配布する。 とありますが、どのような文書を想定していらっしゃいますでしょうか。別表1の本業務の参考業務量に配布予定数等の明確な記載がないため、本見積内に積算が困難な状況です。発生時別途見積対象と捉えさせていただき考えでよろしいか、ご教示ください。
回 答	・水道料金の改定のお知らせ、緊急時の水道使用制限に関する通知書、新しいサービスや施策の案内などを想定。 ・毎月実施する水道検針に伴い配布する文書については見積対象外。 ・検針時以外の文書配布については、協議のうえ見積対象とする。 (参考) ・過去の文書配布依頼 令和4年 0回 令和5年 0回 令和6年 0回 令和7年 0回 令和8年 1回 (見込み)

質問事項・頁	茨城町上下水道料金システム更新業務仕様書 P30 第2章システムの機能要件など 1 機能要件 料金システム
質 問	条例改正によって料金体系が変更となった場合、安易に対応できることとありますが、安易の基準が曖昧であるため、弊社が想定する基準を超えた場合、別途見積り対象ととらえさせていただき考えでよろしいか、ご教示ください。
回 答	貴社が想定する安易に対応できる基準を提案書に含めて提案すること、また、別途見積りが必要な内容についても同様とする。

質問事項・頁	社名・貴町のロゴ等の使用について
質 問	提案書作成時に自社のロゴ・社名は明記してよろしいでしょうか。

	また、貴町のマスコットキャラクターやロゴの画像を提案書作成時に使用したい場合、貴町（商工観光課）に申請を行うことで可能となりますでしょうか。（営利を目的とした使用に該当するか）ご教示ください。
回 答	提案書に自社のロゴ・社名を明記することについては問題ありません。本町のマスコットキャラクターやロゴの画像を使用する場合には、お見込のとおり、町商工観光課に使用申請することにより使用が可能。